

Title	ポスト・ケインズ派の租税帰着論と法人税制
Sub Title	The post-Keynesian theory of tax incidence and the corporation income tax
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.6 (1982. 12) ,p.809(1)- 827(19)
JaLC DOI	10.14991/001.19821201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19821201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19821201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ポスト・ケインズ派の租税帰着論と法人税制

古 田 精 司

はじめに

1. カルドア・モデルと租税帰着：新しい視角
  - (i) 2つのカルドア・モデル：供給・マイクロ重視と需要・マクロ重視
  - (ii) 租税の帰着：再考
2. 一般税としての利潤税の帰着：アンダーソン・モデル
  - (i) カルドアのマクロ分配モデルとその均衡化メカニズム
  - (ii) 利潤税の絶対的帰着
3. 法人税制の改革とその帰着：イートウェル・モデル
  - (i) 問題提起と3つのタイプの法人税制
  - (ii) 独立税方式から二段階税率・インビュテーション方式への移行とその帰着
4. 法人税の短期的帰着モデル：アシマコプロス・パービッジ・モデル
  - (i) A・Bモデル：そのマイクロ・マクロの側面
  - (ii) 競争モデルにおける法人税の帰着
  - (iii) 非競争モデルにおける法人税の帰着
5. ポスト・ケインズ派法人税帰着論の評価

はじめに

ポスト・ケインズ派の租税帰着分析は、カルドアとカレッツキーの影響のもとに、有効需要理論とマクロ分配理論を基礎として、法人税の帰着について新しい分析視角を提供している。かれらの分析視角は、これまで支配的であった新古典派の租税帰着分析に対し前ケインズ派 (pre-Keynesian) というラベルを貼ることにより、自らと厳しく一線を画している。果してポスト・ケインズ派の理論が、これまでの法人税帰着分析にどこまで新しい貢献を加えているのか——端的に言えば、このような問題がここでの課題である。

## 1. カルドア・モデルと租税帰着——新しい視角

### (i) 2つのカルドア・モデル：供給・マイクロ重視と需要・マクロ重視

新古典派の租税帰着分析によれば、完全競争市場における企業の利潤極大化行動と、生産要素価格の伸縮性をつうじて自動的に達成される完全雇用を前提として、要素価格は生産要素の限界生産

力により説明され、かつそのような分配理論を基礎にして、法人利潤に対する課税には転嫁がありえないことが論証された。さらにハーバーガーは、部分利潤税である法人税の帰着について、所得使途（需要）効果、産出（要素集約）効果および要素代替効果という3つの効果をつうじて、法人税の負担は非法人部門の資本にも及び、また労働にも及ぶ可能性があることを証明した。<sup>(1)</sup>

これに対しポスト・ケインズ派の重鎮の一人であるカルドアは、このような新古典派の見解は主として二方面から攻撃の矢を浴びているとしている。その一つは、利潤のマクロ経済理論にもとづき有効需要の側面を重視するものであり、いま一つは、最近の不完全競争・寡占理論にもとづき、供給面から競争市場における価格決定に関する新古典派の見解に挑戦しようとするものである。<sup>(2)</sup>

第一の需要・マクロ重視の観点からする新古典派批判は小論の主題であるから、次節以下で詳論されよう。また第二の供給・ミクロ重視の立場からするカルドア自身の批判は、ここでの主題ではないので次に簡単に触れるにとどめよう。

カルドアによれば、最も非効率的な限界企業が市場価格を決定するという限界理論の妥当性は、次の二要因に依存しているとされる。その一つは、企業は短期費用が増大ないし減少というどちらの条件のもとで操業しているかであり、いま一つは、完全競争か不完全競争か、どちらの条件のもとで操業しているかである。

完全競争のもとでは限界企業が価格を決定し、このことは限界企業より効率的な企業は単位費用が増大する条件下で操業していることを意味している。ところがカルドアは、現実の製造業では、単位費用は通常は減少しているのであって増大しているのではないとする。その証拠は、価格が一定であっても生産の増加は売上（粗）利潤率の上昇をとまなうところにあり、市場需要の変動は全企業の活動水準の変動をもたらし、それは限界企業にかぎられるものではないからである。

このことはまた、現実には不完全競争条件が支配的であり、一般物価水準は高費用の限界企業により決まるのではなく、最新鋭の設備をもつ企業の利潤マージンにより決定されることを意味する。そしてこのような最新鋭の設備が導入されるか否かを決定する要因は、かれによれば、満足するに足る利潤の稼得機会であり、貯蓄や資金調達ではない。

技術進歩、陳腐化、それに厳しさの度を加えるマーケティングといった条件を考慮すれば、新設備の償還期間は短縮化されざるをえなくなろう。また償還期間が短縮されればされるほど、新設備により生産される生産物の供給価格は高くならざるをえない。企業に対する利潤税が価格の引き上げをつうじて転嫁されるという可能性は、かれによればこのような状況のもので生じてくる。一言にしていうならば、かれの抱いている価格理論は主要費用に対するマーク・アップ理論であるといつてよいだろう。したがって、ここではこれ以上立ち入らないことにしよう。

注(1) Harberger [6] 古田 [16] を参照。

(2) Kaldor [7] p. 270 以下参照。

(ii) 租税の帰着：再考

ポスト・ケインズ派の租税帰着論は、法人税の帰着分析にどれほどの貢献を果しているのだろうか。現状ではこのような問題意識から分析を進めるとき、「租税の帰着」とはなにか——という疑問につねに答えながら（あるいはその答えを念頭に置きながら）検討を重ねる必要があると思う。帰着（incidence）という術語がもともと多義的であるから、そのような注意を欠くことはできない。

とりわけここでは次のような論点が問われるべきであろう。マスグレーヴによれば、租税の帰着を考えると経済体系は二つに区別されている。<sup>(3)</sup>一つは、計画貯蓄と計画投資が等しく完全雇用が自動的に維持される「古典派体系」であり、いま一つは、民間部門において完全雇用と物価水準の安定が自動的に維持されない「補整的体系」である。ポスト・ケインズ派が租税の帰着を考える場としての経済体系は、論理的にはこの補整的体系であろう。

さらにマスグレーヴによれば（そして一般に広く容認されているとおおり）、租税の帰着は3つに区別される。<sup>(4)</sup>第1は、たとえば法人税率のみの引き上げにより生ずる分配上の変化であり「絶対的帰着」と呼ばれる。第2は、法人税がたとえば所得税により代替された結果生ずる分配上の変化であり「差別的帰着」と呼ばれている。そして第3は、同額の税収と政府支出が結合された所得再分配効果を指すところの「均衡予算帰着」である。これら3つの帰着概念をくらべてみると、差別的帰着が最も有用かつ適切な定式化として一般に受け入れられているといつてよい。

しかしながら、この差別的帰着の考え方をさきの補整的体系のなかに採り入れてみると、それは必ずしも有用かつ適切な定式化とはいえないことが分かる。たとえば、かりに同一の税収とマクロ経済効果をもたらす所得税に代えて法人税が導入されたとき、もたらされた所得分配上の差異が差別的帰着として捉えられるはずである。ところが補整的体系においては、同額の税収をもたらすこのような代替は、総需要水準の変動により雇用・物価水準の変動をもたらすであろう。したがって、同一税収なり同一マクロ経済効果をもたらす租税を見つけることはできても、この2つの条件を同時に満たすような租税は一般にはありえないといわざるを得ない。

そしてたとえ、そのような差別的帰着が確定できたとしても、絶対的帰着についてなんらかの確定的な発言ができるとは思えない。なぜなら、それは比較すべき租税の性質に依存するからであって、法人税の絶対的帰着は、比較されている基準税としての、たとえば所得税の絶対的帰着に依存して、累進的とも比例的とも逆進的ともなりうるわけである。

次節からポスト・ケインズ派の利潤税そして法人税の帰着分析の検討が始められるが、その検討視角の一つは帰着分析の根柢にある基本モデルの吟味であり、いま一つは採用されている帰着概念のワーカビリティの吟味であるといつてよい。

注(3) Musgrave [9] pp. 215-217, 邦訳 pp. 324-326参照。

(4) Musgrave・Musgrave [10] pp. 379-380 参照。さらに Thurow [13] pp. 187-191 も参照されたい。

2. 一般税としての利潤税の帰着：アンダーソン・モデル

(i) カルドアのマクロ分配モデルとその均衡化メカニズム

ポスト・ケインズ派の利潤税帰着分析の先駆は、カルドアのマクロ分配モデルにもとづき、単純なモデルから明快な分析結果を示したアンダーソン・モデル<sup>(5)</sup>であろう。したがって、まずアンダーソン・モデルを取り上げるが、その前にモデルの基礎にあるカルドアのマクロ分配モデルについて簡単に触れておかねばならない。<sup>(6)</sup>

カルドアは「乗数理論は、産出量と雇用水準を所与とすれば、物価と賃金の関係の決定に、また所得分配——すなわち物価と賃金の関係——を所与とすれば雇用水準の決定に、どちらか一方に適用することができる<sup>(7)</sup>」という考え方から、乗数原理を完全雇用国民所得のもとでの分配率の決定に適用しようとした。

まず次のような仮定から始められる。国民所得は賃金と利潤より構成され、利潤受領者は賃金稼得者よりも高い貯蓄性向をもつ。また投資支出は外生変数とされ、国民所得(したがって消費、貯蓄)を決定するものとする。さらにまた記号をつぎのごとく定める。 $P$ =利潤、 $Y$ =国民所得、 $s_w$ =賃金稼得者の限界(平均)貯蓄性向、 $s_p$ =利潤受領者の限界(平均)貯蓄性向、 $I$ =投資支出、さらに $s_w < I/Y < s_p$ と仮定する。

政府部門と海外部門がないばあいには、マクロの均衡条件は貯蓄=投資で表わせる。

$$I = s_p P + s_w (Y - P) \quad (1)$$

よって均衡水準における利潤分配率は

$$P/Y = I/Y \frac{1}{s_p - s_w} - \frac{s_w}{s_p - s_w} \quad (2)$$

すなわち、 $s_p$ と $s_w$ を所与とすれば、利潤分配率 $P/Y$ は投資率 $I/Y$ により決定される。さらに

$$\frac{d(P/Y)}{d(I/Y)} = \frac{1}{s_p - s_w} \quad (3)$$

$I/Y$ に関して $P/Y$ を微分すれば、投資率の変動に対する利潤分配率変動の弾力性は、2つの貯蓄性向の差が少ないほど大きいことが分かる。

モデルのもう一つの特徴は、利潤受領者が貯蓄性向を下げると利潤分配率が増大するところにある。いわゆる「無尽蔵の瓶」(widow's curse)であり、利潤受領者が消費を増大すると資本蓄積が減少し所得はかえって増大する。いま $s_p$ に関して $P/Y$ を微分すると

$$\frac{d(P/Y)}{ds_p} = \frac{s_w - I/Y}{(s_p - s_w)^2} \quad (4)$$

注(5) Anderson [1]を参照。

(6) Kaldor [8]を参照。

(7) Kaldor [8] p. 227 参照。

(4)式はマイナスであるから、 $s_p$  の増加は  $P/Y$  を減少せしめ、かつ  $s_w$  の増加は賃金分配率を引き上げることになる。

カルドアのマクロ分配モデルを理解するためには、ケインズ流の単純モデルとの比較が役立つであろう。ケインズ・モデルでは、投資が減少すれば貯蓄が減少し、それは所得水準の減少をもたらす。ところが分配モデルでは、投資が減少すれば貯蓄は減少するが、それは所得水準ではなく分配に変動をもたらす。投資が貯蓄を下回るとすれば、それは貯蓄性向の小さい階層にとり有利な所得の再分配を意味する。つまり、分配モデルは総需要水準の変動があっても国民所得水準は不変であり、それは単にインフレ・ギャップの増減をもたらすだけと想定されている。換言すれば、分配モデルでは所得水準は一定であり、かつ完全雇用経済に限定されていることを意味している。<sup>(8)</sup>

カルドア・モデルの均衡化メカニズムについても説明をつけ加えるべきであろう。モデルでは、投資が増大すれば総需要水準が高まるため、完全雇用経済においては最終生産物の価格は上昇せざるをえない。これは労働市場に超過需要をもたらすことになるが、先進国では一般に賃金交渉が年に一度か二度であるため、賃金は物価にくらべ非伸縮的とならざるをえない。よって賃金よりも物価上昇のスピードが早く実質賃金は引き下げられ、したがってまた国民所得が一定と仮定されているから、賃金分配率は低下し利潤分配率は上昇する。また逆に投資が減少すれば賃金にくらべ物価が下落し、実質賃金が引き上げられるから賃金分配率は上昇し利潤分配率は低下する。モデルの均衡化メカニズムを素描すれば、以上のとおりである。

## (ii) 利潤税の絶対的帰着

アンダーソンによれば、カルドアの分配モデルは租税帰着分析のための枠組みを提供しているにも拘わらず、驚くべきことにはその意義はこれまで全く無視されてきた。そこでかれは、利潤税のみならず、比例所得税、賃金税、消費税のそれぞれについて帰着分析を行い、新古典派の見解とは異なる帰結を得ているが、ここでは利潤税の帰着のみを取り上げることにしよう。なおこの利潤税は、法人・非法人を問わず利潤全般に課されるという意味での一般税であり、法人税のような部分税ではないという点に留意されたい。また、ここで政府はつねに均衡予算を目標としていると仮定する。

まず企業利潤に対して比例税率  $t_p$  が課されるとする。総税収入は  $T_p = t_p P$  で表わされるから、均衡においては次式が成立する。

$$I = s_p(1 - t_p)P + s_w(Y - P)$$

そのとき利潤分配率は次式のとおりである。

$$\frac{P}{Y} = \frac{I}{Y} \cdot \frac{1}{s_p(1 - t_p) - s_w} - \frac{s_p}{s_w(1 - t_p) - s_w} \quad (5)$$

注(8) カルドアのマクロ分配モデルには、完全雇用の仮定やミクロ・価格理論の欠如に対する批判が少なからずみられた。最近の批判の例として、岡本 [15] を参照。

したがって総利潤は次式で表わされる<sup>(9)</sup>。

$$P = \frac{(s_p + s_w)Y}{s_p - s_w} + \frac{s_p T_p}{s_p - s_w} - \frac{s_w Y}{s_p - s_w} \quad (6)$$

このとき、アンダーソンは利潤税の転嫁度は  $dP/dT_p$  の値で判定できると考える。もしもその値がゼロならば利潤税はすべて利潤が負担するが、1ならば完全転嫁されるから利潤税が課されても利潤受領者の負担とはならない。(6)式を微分すると

$$\frac{dP}{dT_p} = \frac{s_p}{s_p - s_w} \quad (7)$$

すなわち、 $dP/dT_p > 1$  であるから、これにより利潤税は過剰転嫁されていることが分かる。したがって、利潤受領者は、逆説的ではあるが、利潤税が課されるとその立場が改善されることになる。アンダーソンによれば、利潤税は利潤ではなく賃金に対する課税であり、税制の累進性を高めるのではなく逆進性をもたらす租税にはかならないとされる。

アンダーソンは、さらに上述の利潤税帰着分析を図解している<sup>(10)</sup>ので、補足説明としてそれを取り上げることにしよう。

図1の横軸は分配率をとっているが、ABでは利潤分配率がとられ、Aではゼロ、Bでは1である。CDでは賃金分配率がとられるが、今度はCではゼロ、Dでは1となる。また縦軸は所得に対する貯蓄と投資の関係を表わす。カルドア・モデルでは投資と所得は所与であるから、 $I/Y$ は横軸に平行となる。さらに、左側の縦軸には賃金稼得者の貯蓄性向  $As_w$  を、右側の  $I/Y$  縦軸には利潤受領者の貯蓄性向  $Bs_p$  をとる。そうすると、それぞれの消費性向は、 $Ds_w$  と  $Cs_p$  で表わせよう。国民所得に対する貯蓄の比率は、 $s_p$  が  $s_w$  より大であるから、 $P/Y$ が増加すれば増大する。よって分

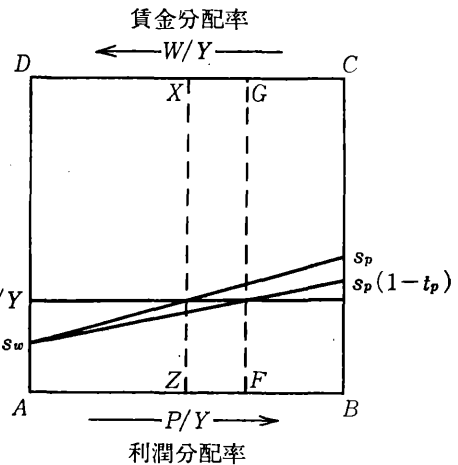


図 1

配率は  $S/Y = I/Y$ 、すなわち貯蓄線と投資線の交わるところで決定される。図1でいえば、利潤分配率  $P/Y$ は  $AZ$  に、賃金分配率  $W/Y$ は  $CX$  に決まることになる。

さて利潤税が新たに課されるとしよう。課税により  $s_p$  は  $s_p t_p$  だけ減少するから、図1でいえば、利潤受領者の貯蓄性向は  $Bs_p$  から  $Bs_p(1-t_p)$  に低下するであろう。その結果、利潤分配率は  $AZ$  から  $AF$  に増大し、賃金分配率は  $CX$  から  $CG$  に減少する。なぜなら、課税により利潤

注(9) 右辺第1項は、原文では  $\frac{1}{s_p - s_w}$  となっているが、正しくは本文のとおりである。ただし、その後の展開には影響していない。

(10) この図解は Sen [11] の方法にしたがっている。

受領者の貯蓄性向が減少するから、一定額の貯蓄を確保するためには課税前にくらべ高い利潤分配率が必要となるからである。

結論としてアンダーソンは、この驚くべき結論は、利潤税が短期ですらかなりの部分が転嫁するという疑念を論証するものであり、また利潤税というよりは賃金税であるから、税制全体の累進性を高めるよりはむしろ逆進性を強化するものであると重ねて強調している。

アンダーソン・モデルは、ポスト・ケインズ派の利潤税帰着分析の原型としてその後の発展の方向を指示しているといえよう。需要面を重視したマクロ分配モデルの上に単純かつ明快な論旨を展開し、帰着分析に新局面を切り拓いた功績は認められるが、しかしその帰着概念は「絶対的帰着」にのみ限定され、差別的帰着にも予算帰着にも触れていない点で自ら限界を画しているといつてよいだろう。

### 3. 法人税制の改革とその帰着：イトウェル・モデル

#### (i) 問題提起と3つのタイプの法人税制

前節でのアンダーソン・モデルでは、一般税としての利潤税の帰着がとりあげられ、通説に反して、利潤税は利潤分配率を高める租税という判定が下された。ここで取り上げるイトウェル・モデルは、同じくカルドアのマクロ・モデルに依拠しながら、部分税としての法人(利潤)税の帰着問題を主題とし、とくに税制改革もたらす所得再分配効果の方向、したがってまたその帰着が、通説とは逆に、<sup>(11)</sup> 重大な影響を及ぼすことを見い出している。

イトウェルの問題提起は、ほぼ次のとおりである。イギリスは1970年に保守党が政権をとるや、1965年以來の独立税方式(古典方式または分離主体方式)法人税制(配当に課される法人税と所得税の二重課税を調整しない方式の法人税制)から二重課税調整のための二段階税率方式ないしインビュテーション方式の法人税制への移行の是非が広く論議された。ところがいずれの論議も、このような法人税制の改革が税負担の配分になんの影響ももたない、換言すれば、法的帰着が経済的帰着と同じであり、なんらの再分配効果ももたないという前提のもとで議論されてきた。これに対しイトウェルは、再分配効果の検証こそ重大課題であるとし、「単純ながら強力な実質的財政帰着の集計モデル」<sup>(12)</sup>により税制改革の再分配効果を検討しようとした。

ところで、かれのマクロ帰着モデルの吟味に入る前に、いつもの3つのタイプの法人税制についてのかれの定式化をみておく必要がある。はじめに記号を次のように定める。

$s_w$  : 労働者の貯蓄性向,  $s_w = 0$  と仮定。

注 (11) Eatwell [4] を参照。

(12) Eatwell [4] p. 267 参照。



- $s_m$  : 経営者/利子配当生活者の貯蓄性向。
- $r$  : 法人利潤の留保率(貯蓄性向)。
- $t_w$  : 労働者の稼得所得に対する税率。
- $t_m$  : 経営者の所得(稼得プラス非稼得)に対する税率。
- $t_r$  : 留保利潤に対する法人税率。
- $t_d$  : 分配利潤(配当)に対する法人税率。

はじめの独立税方式の法人税制では、留保利潤も分配利潤も同じ法人税率( $t_r$ )が課され、税引き分配利潤は株主の段階で所得税( $t_m$ )が課される。したがって分配利潤には法人税と所得税が課されるという意味で二重課税となる。これに対し二段階税率方式の法人税制では、分配利潤に対する税率( $t_d$ )は留保利潤に対する税率( $t_r$ )よりも低く定められ、これにより分配利潤に対する二重課税が軽減されるように仕組まれている。またインピュテーション方式のもとでは、利潤はすべて同一税率( $t_r$ )が課されるが、分配利潤に課された法人税額の一定割合( $x$ )が株主の所得税額から税額控除することが認められ、これにより二重課税が軽減される。このような二重課税軽減の方式は、前者が法人段階でまた後者が株主段階で調整する方式であるが、どちらを採用しても株主の税引き受取配当が変わらないよう転換できることもよく知られているとおりである。これらをまとめてみると表1のとおりである。

表 1<sup>(14)</sup>

方式	課税標準	$rP$ 留保利潤	$(1-r)P$ 配当 法人税 所得税	利潤に対する 税率合計
独立税方式		$t_r$	$t_r$ $t_m$	$t_r r + [t_r + t_m(1-t_r)](1-r)$
二段階税率方式		$t_r$	$t_d$ $t_m$	$t_r r + [t_d + t_m(1-t_d)](1-r)$
インピュテーション方式		$t_r$	$t_r$ $t_m - x t_r(1-r)$	$t_r r + [t_m + t_r(1-x)](1-r)$

注： $t_r > t_d$  かつ  $t_d + t_m(1-t_d) = t_m + t_r(t_m - x)$

ただし、 $x$ は配当に課せられた法人税の一定割合であり、所得税算定に当り税額控除される割合である。

ただし、分配率に与える法人税制改革の影響度をみるためには、総利潤に対する税率  $t_p$  と配当に対する差別税率  $t_d$  というように税率を2種類に分けたほうがわかりやすい。そのとき、独立税方式では  $t_d = t_m - t_r$  となり、二段階税率方式では  $t_d = t_m - t_r + t_d(1-t_m)$  であり、インピュテーション方式では  $t_d = t_m - t_r + t_r(t_m - x)$  である。

イトウエル・モデルにおける分析の焦点は、一定額の独立支出と租税に対応して生みだされる均衡民間貯蓄水準 ( $S^*$ ) とその所得分配に及ぼす影響におかれている。したがって

$$S^* = I + (G - T) + L$$

注 (13) 古田 [17] p. 23 (935) を参照。

(14) インピュテーション方式のもとの利潤に対する税率合計は、イトウエルによれば、 $t_r r + [t_m + t_r(t_m - x)](1-r)$  であるが、正しくは表1に示したとおりである。

ただし、 $I$  = 民間純投資、 $G$  = 政府支出、 $T$  = 総租税収入、 $L$  = 海外純貸付け（国際収支余剰）である。また法人税制の改革により差別税率が変化するが、それにより生ずる所得再分配効果をみるためには、一定額の独立支出により生みだされる総需要の構成と均衡貯蓄 ( $S^*$ ) の構成を検討してみなければならない。所得面からみると

$$Y = T + W' + E' + (1 - t_d)(1 - r)P' + rP' \quad (1)$$

ただし、 $Y$  = 国民所得、 $W'$  = 労働者の課税後稼得所得、 $E'$  = 経営者の課税後稼得所得、 $P'$  = 課税後利潤をあらわす。ダッシュはすべて課税後をあらわすから、 $W' = (1 - t_w)W$ 、 $E' = (1 - t_m)E$ 、 $P' = (1 - t_p)P$  を意味している。さらに労働者の稼得所得に対する経営者の課税後稼得所得の比率を  $a$  であらわし、また  $\alpha = [(1 - t_d)(1 - r) + r]$  とすれば、(1)式は次のようにあらわせる。

$$(Y - T) = (1 + a)W' + \alpha P' \quad (1a)$$

同様にして均衡民間貯蓄水準は

$$S^* = s_m E' + s_m (1 - t_d)(1 - r)P' + rP' \quad (2)$$

さらにまた  $\beta = [s_m(1 - t_d)(1 - r) + r]$  とあらわせば、(2)式は次のように単純化できる。

$$S^* = s_m a W' + \beta P' \quad (2a)$$

次に(1a)と(2a)を加え得られた式から  $P'$  を消去すると、国民所得に占める課税後賃金の分配率は、国民所得に対する独立支出なり租税の比率、種々の貯蓄係数そして差別税率に依存していることがわかる。すなわち

$$\frac{W'}{Y} = \frac{\beta(1 - T/Y) - \alpha S^*/Y}{\beta(1 + a) - \alpha s_m a} \quad (3)$$

これにより賃金分配率は、独立支出（投資や政府支出など）の規模、課税後の稼得所得や非稼得所得からの貯蓄性向の相対的規模により決定されるが、後者はまた均衡貯蓄水準を生みだすに必要な再分配効果を物価水準の変動をつうじて決定することとなる。

同じような式が、経営者分配率 ( $M'/Y$ )、利潤分配率 ( $P'/Y$ )、留保分配率 ( $rP'/Y$ ) についても得ることができる。そして法人税制の改革——この場合は、独立税方式という差別税率の大きい税制から二段階税率方式ないしインピュテーション方式という差別税率の小さい方式への移行を意味する——があったとき、それは各分配率にどのような変動をもたらすであろうか。

## (ii) 独立税方式から二段階税率・インピュテーション方式への移行とその帰着

はじめに述べたように、イトウェル・モデルはカルドアのマクロ分配モデルの上に成立し、法人税制の改革をもたらすところの所得再分配効果（帰着）を追跡しようとするものである。そのときイトウェルは、法人税制が独立税方式から二段階税率ないしインピュテーション方式に移行しても法人税収入の総額は変わらないと仮定した。この仮定の意味はアンダーソンの追求した絶対的帰着とは異なり、差別的帰着である点で注目されてしかるべきであろう。

その上でイトウエルは、税制改革がそれぞれの分配率にもたらす効果をとらえるため、各分配率を差別税率や貯蓄性向について偏微分している。その結果は表2に示されているとおりである。

表 2

Z \ θ	∂Z/∂θ			
	<i>t<sub>d</sub></i>	<i>r</i>	<i>a</i>	<i>s<sub>m</sub></i>
賃金分配率 <i>W'/Y</i>	+	+	-	+
経営者分配率 <i>M'/Y</i>	-	-	+	$\begin{bmatrix} - \\ + \end{bmatrix}^*$
利潤分配率 <i>P'/Y</i>	+	-	-	-
留保分配率 <i>rP'/r</i>	+	+	-	-

注：\*は  $\frac{P'_m}{P'} > \frac{E'}{W'+E'}$  ならばマイナス  $\frac{P'_m}{P'} < \frac{E'}{W'+E'}$  ならばプラス

ただし、*P'<sub>m</sub>* は租税全額引き経営者利潤である。

さきの *W'/Y* 以外は次のとおりである。

$$\frac{M'}{Y} = \frac{ar(1-T/Y) + [(1-t_d)(1-r) + ar]S/Y}{\beta(1+a) - \alpha s_m a}$$

$$\frac{P'}{Y} = \frac{(1+a)S/Y - s_m a(1-T/Y)}{\beta(1+a) - \alpha s_m a}$$

$$\frac{rP'}{Y} = \frac{r(1+a)S/Y - r s_m a(1-T/Y)}{\beta(1+a) - \alpha s_m a}$$

表2から明らかなのは、独立税方式の法人税制から二段階税率ないしインビュテーション方式の法人税制への移行は、差別税率*t<sub>d</sub>*の減少にはかならず、また税収総額が変わらないと仮定するならば、それは賃金分配率を減少せしめるだけでなく法人企業の利潤分配率や留保分配率も引き下げ、反面、経営者分配率を高める結果となっている。つまり差別税率が減少すれば、それは配当受領者の所得増加、したがってまた支出増加につながり物価水準を押し上げることになる。これにより実質賃金は低下するが、しかし配当受領者の貯蓄も増加するから、法人利潤となるべき所得の流れは減少せざるをえない。かくして、利潤からの総支出は増加するとはいえ、法人企業が手に入れる利潤総額は減少する。すなわち、独立税方式から二段階税率ないしインビュテーション方式への法人税制の改革が実施されるならば、それは経営者ならびに配当受領者に有利な所得再分配もたらされることになる。

表2について、イトウエルは以上のような結論を導いている。しかしながら、法人税の帰着という観点から表2を見直すと、次のように読みかえることもできるのではないだろうか。すなわち、かりに二段階税率ないしインビュテーション方式から独立税方式へと法人税制が逆方向に移行するならば、差別税率は増加の方向に向うことになる。差別税率の増加はここでは法人税率の増加を意味する。したがって、表2によれば、法人税の衝撃は、経営者(配当受領者)分配率にのみマイナスに働き、賃金、利潤、法人留保の分配率にはプラスに働いているから、法人税は経営者(配当受領者)所得に帰着し、それゆえ法人税は経営者・配当受領者税であるといっても差し支えないことになろう。この結論は、差別的帰着と絶対的帰着の差、そしてまた一般税としての利潤税と部分

税としての法人税という差こそあれ、「利潤税は利潤ではなく賃金に対する課税」であるとする前節のアンダーソンの見解と顕著な対比を示している点、注目されてしかるべきであろう。

尤もイートウェルは、分析をさらに進め、成長経済のもとでの税制改革による差別税率の低下は、成長率を一定に維持すると仮定すれば、賃金分配率はさらに減少するのに対し経営者分配率のみならず利潤分配率はさらに増加することを論証した。そして差別税率の低下が、資源配分機構としての株式市場の役割の増大をつうじて配分上の効率を高めるとしても、その効果は決して大きいとはいえないがゆえに、「所得分配の公平」という観点からも望ましくない二重課税調整という税制改革をとりやめるよう訴えている。かれの主張の要点は以上のとおりである。

この主張について、前と同じように法人税の帰着という課題に照してみれば、次のように読みかえることができないであろうか。それはここで再び逆方向の税制改革を想定すれば、それは差別税率の増加、したがってまた法人税率の増加を意味し、成長率を一定に維持すると仮定すれば、賃金分配率は高められるのに対し、経営者分配率も利潤分配率も低下し、法人税は利潤に帰着することになる。この結論は、利潤税帰着に関するアンダーソンのそれとはまったく相反するものである。むしろイートウェルの成長経済モデルは、カルドア・モデルの原型から乖離しているため、アンダーソン・モデルと同じ次元で比較すべきではなからう。しかし、基本モデルが同じだからといって、帰着に関し必ずしも同じ結論が得られるとは限らない点に留意する必要があるといえよう。

#### 4. 短期的帰着モデルと法人税制：アシマコプロス・パービッジ・モデル

##### (i) A・Bモデル：そのマイクロおよびマクロの側面

ポスト・ケインズ派の経済理論は、周知のとおり J. M. ケインズと M. カレッツキーの貢献にもとづいて発展したが、ここで取り上げるアシマコプロス・パービッジ・モデル（以下 A・B モデルと略称）もその貢献にもとづき、租税の短期的帰着を検討している<sup>(15)</sup>。はじめに A・B モデルの一般的特色と特にそのマイクロ的側面に注目してみよう。

帰着分析に用いられる A・B モデルでは、基本モデルの特色として、次の 2 点において新古典派モデルと異なることが強調されている。第 1 に、A・B モデルでは、実質投資は短期では過去の決定に依存するものとして所与とされる。ただし、非自発的ストック形成（ないしストック減少）が計画投資水準から乖離する原因となるときは別とされている。第 2 に、実質賃金率は、完全雇用を自動的に達成する過程として労働市場で決定されるものではないとする。このような仮定は、ポスト<sup>(16)</sup>

注 (15) Asimakopulos & Burbidge [3] 参照。

(16) *ibid.* [3] p. 269 参照。ポスト・ケインズ派モデルにおいて投資を内生化する試みとしては、Asimakopulos [2] を参照。また実質賃金率の決定については Perlman [11] とくに Chap. 5 を参照。

・ケインズ派モデルの特徴でもあり、前節までの帰着モデルと共通するものであるといつてよい。新古典派の分配理論が生産関数の分析を基礎としているのに対し、ケインズ派分配理論は有効需要分析にもとづくから当然なくてはならない仮定といえよう。

けれども、A・Bモデルが、同じポスト・ケインズ派帰着分析でありながら前節までの帰着モデルと異なるところは、ポスト・ケインズ派のミクロ的側面としての価格理論を前面に押し出している点である。

A・Bモデルでは、単純化のため消費・投資などすべての目的に適合する単一財モデルを想定する。この財の生産には労働だけが唯一の投入物であり、また1人当り平均産出量は完全操業水準までは一定と仮定すれば、総産出量は次式であらわされる。

$$\bar{O} = \alpha L \quad (1)$$

ただし、 $\bar{O}$  = 総実質産出量、 $L$  = 総雇用水準、 $\alpha$  = 1人当り平均産出量である。またポスト・ケインズ派の価格理論は、周知のように、主要費用に対するマーク・アップによる価格決定を内容としている。したがって、A・Bモデルにおいても、産出物の要素費用価格は、平均主要費用プラスこの費用に対するマーク・アップに等しいとされる。それゆえ

$$p = (1 + \lambda) \frac{w}{\alpha} \quad (2)$$

ただし、 $p$  = 産出物の要素費用価格、 $w$  = 貨幣賃金率、 $\lambda$  = 主要費用に対する平均マーク・アップ率である。

A・Bモデルで興味を惹く点は、モデル自体が競争モデルと非競争モデルという2つのサブ・モデルに分かれて帰着分析が進められているところであろう。

すなわち競争モデルでは、利潤極大化企業が生産する産出量は価格と限界費用が等しい点で決まる。設備についていえば、それは正常生産能力で操業されているため、利用可能な設備水準が総雇用水準を決定することになる。またマーク・アップ率 $\lambda$ は、競争市場で成立する価格と平均単位労働費用で決まるから、この価格により、生産物に対する総需要水準は利用可能な設備が作りだす産出量水準に等しくなる。

これに対し非競争モデルでは、設備は正常生産能力以下で操業していると仮定され、価格はプライス・リーダーにより決められる。価格決定にさいしては、設備が一定の標準ないし目標稼働率で操業しているときの平均主要費用にある特定のマーク・アップ率が適用される。プライス・フォロワーも同一価格を選ぶが、そのばあい各企業の様々な設備から生産される産出量の分布は、どの設備の稼働率についても一定と仮定されている。したがって、平均マーク・アップ率もまた一定となる。平均マーク・アップ率は、プライス・リーダーの決めるマーク・アップ率や、設備全体の技術上の特性や、各設備の産出量のシェアによって決まるとされている。

A・Bモデルのマクロの側面をみると、市場価格表示のGNP( $Y$ )は、要素所得、消費税、減価

償却費の合計としてあらわせるから

$$Y = wL + \Pi + t_c p \bar{C} + p \bar{D} \quad (3)$$

ただし、 $\Pi$  = 減価償却後の利潤（貨幣表示）、 $t_c$  = 消費税率、 $\bar{C}$  = 総実質消費、 $\bar{D}$  = 総実質減価償却費である。したがって、賃金税、利潤税、配当所得税、消費税の合計としての税収( $T$ )は、

$$T = t_w wL + t_f \Pi + t_s (1 - t_f) \beta \Pi + t_c p \bar{C} \quad (4)$$

ただし、 $t_w$  = 賃金所得税率、 $t_f$  = 法人利潤税率、 $t_s$  = 配当所得税率、 $\beta$  = 配当性向である。このばあいの法人税制は前節で述べた独立税方式である。さらに分析を簡単にするため、均衡予算を仮定する。

$$T = p \bar{G} \quad (5)$$

ただし、 $\bar{G}$  は総実質政府支出（財・用役購入）である。

貯蓄の内訳は次のとおりである。計画貯蓄は企業内留保と配当生活者の貯蓄から成り、企業の計画粗貯蓄は減価償却費プラス税引利潤からの留保（留保率は  $1 - \beta$ ）に等しく、配当生活者の計画貯蓄は税引所得とその貯蓄性向の積に等しい。短期の総民間貯蓄は、このような均衡民間貯蓄プラス不均衡貯蓄に等しい。よって

$$S = (1 - t_f) \Pi \{ (1 - \beta) + s_c (1 - t_s) \beta \} + p \bar{D} + S^* \quad (6)$$

ただし、 $S$  = 総貯蓄（貨幣表示）、 $s_c$  = 配当生活者の貯蓄性向、 $S^*$  = 現実の貯蓄と短期均衡貯蓄水準との差額である。

総貯蓄は定義により現実の粗民間投資と政府赤字に等しい。

$$S = p \bar{I} + p \bar{G} - T + p \bar{U} \quad (7)$$

ただし、 $\bar{I}$  = 総実質計画民間投資、 $\bar{U}$  = 総産出額と総需要との実質差額である。

ここでA・Bモデルが短期均衡に達する条件ならびにプロセスが問われねばならないが、それはここでは未解決の課題とされる。したがってまた、意図せざる在庫 $\bar{U}$ と意図せざる貯蓄 $S^*$ は、ここではゼロと仮定される。そしてまた競争モデルでは、 $L$ および5つの政府政策変数 $t_f$ 、 $t_w$ 、 $t_s$ 、 $t_c$ 、 $\bar{G}$ のうち4つを外生とすることにより閉じられる。また不完全雇用・非競争モデルでは、 $\lambda$ と政府政策変数のうちの4つを外生とすることにより閉じられる。

A・Bモデルの基本モデルは以上のとおりである。この基本モデルから法人税、配当所得税、賃金所得税、そして消費税についての差別的帰着と均衡予算帰着が検討されているが、ここでは法人税にのみ限定されよう。

差別的帰着と均衡予算帰着のそれぞれは、税引利潤、配当生活者の消費、税引実質賃金率、平均マーク・アップ率ならびに雇用水準にもたらされた変化を調べることにより明らかにされる。そのため次の2式が利用される。まず(5)、(6)、(7)式から、均衡予算を前提とした短期均衡条件式として次式が得られる。

$$(1 - t_f) \frac{\Pi}{p} \{ (1 - \beta) + s_c (1 - t_s) \beta \} = \bar{I} - \bar{D} \quad (8)$$

左辺の実質表示の税引利潤は、純投資、留保率  $(1-\beta)$ 、配当所得者に対する税率およびその貯蓄性向の関数である。またマーク・アップ率と雇用水準を課税前利潤に関係づける式として次式が得られる。

$$\frac{\lambda}{1+\lambda} \alpha L = \frac{\Pi}{p} + \bar{D} \quad (9)$$

ポスト・ケインズ派モデルとしてのA・Bモデルでは、利潤と賃金との間の短期均衡所得分配は、計画貯蓄と計画投資とが等しいという条件で決定される。したがって政府の租税政策に変更があれば、計画貯蓄と計画投資の均等が達成されるまで課税後の所得分配に変化が生ずる。この考え方は前節までのカルドア・モデルと同一線上にあるとみてよい。そして法人税により生じた所得分配面の変化の帰結としての差別的帰着や均衡予算帰着は、(8)式より推定されることになる。

(ii) 競争モデルにおける法人税の帰着

はじめに、競争モデルにおいて、法人税の差別的帰着と均衡予算帰着についてどのような帰結が得られるか調べてみよう。

まず差別的帰着から検討する。(8)式について、法人税の増税( $\Delta t_f > 0$ )の効果を調べる時、賃金所得税の減税( $\Delta t_w < 0$ )の効果とが組合せられるが、他方で消費税や配当所得税は不変と仮定されている。また(8)式の右辺で投資( $\bar{I}$ )は短期では所与であり、かつ左辺の  $\{(1-\beta) + s_c(1-t_c)\beta\}$ の項は同じく一定であるから、税引利潤もまた一定でなければならない。そして配当所得者の消費、つまり  $(1-s_c)(1-t_c)(1-t_f) \frac{\beta \Pi}{p(1+t_c)}$  は利引利潤の関数であるが同じく一定である。その結果、労働者の消費もまた一定となる。法人税の増税にも拘わらず税引利潤が不変であるから、税込利潤(実質)は増大するはずである。それは市場価格の上昇によるものであり、(9)式からマーク・アップ率も引上げられることを意味する。そうなると、課税前実質賃金率もまた低下し、従属変数と

表3 競争モデルと法人税の短期的帰着

A 差別的帰着

	次の変数に生ずる影響				
	税引利潤 (実質)	利 潤 (実質)	配当所得者 の消費 (実質)	税 引 賃 金 率 (実質)	マーク・ アップ
(i) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_c = 0$ $\Delta t_w < 0$	0	+	0	0	+
(ii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_c = \Delta t_w = 0$ $\Delta t_w < 0$	-	+	+	-	+
(iii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_r = \Delta t_w = 0$ $\Delta t_w < 0$	0	+	+	-	+

B 均衡予算帰着

(iv) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_c = \Delta t_c = 0$	0	+	0	-	+
---	---	---	---	---	---

しての賃金所得税率もそのような変化を補整するため低下するはずである。したがって、A・Bモデルでは、租税帰着の観点からは、法人税であれ賃金所得税であれ、政府支出の資金調達の方法として同じであるとみなされることになる。以上のごとき帰結は、表3のケース(i)にみるとおり、税引利潤も税引賃金率もともに影響ゼロに示されている。

同じく表3のケース(ii)では、法人税の増税( $\Delta t_f > 0$ )と配当所得税の減税( $\Delta t_d < 0$ )の組合せによる差別的帰着の帰結がまとめられている。マーク・アップが高められたため税引賃金率は実質で低下し、同じく税引利潤も減少している。これに対し、法人税の増税( $\Delta t_f > 0$ )と消費税の減税( $\Delta t_c < 0$ )というケース(iii)では、マーク・アップの引上げにより税引賃金率は実質で低下するにも拘わらず、税引利潤はなんらの影響も蒙らず、配当所得者の消費はむしろ増大している。

次は均衡予算帰着である。政府支出(実質)の増加を賄うため法人税の増税( $\Delta t_f > 0$ )の効果が検討されている。表3のケース(iv)にみるとおり、それはマーク・アップの引上げをつうじて税引賃金率(実質)を引下げることになるが、しかし税引利潤にはなんらの影響も及ぼしてはいない。

競争モデルにおける法人税の短期的帰着——とくに差別的帰着と均衡予算帰着——の検討は以上で尽きるわけであるが、果してどのような結論を導くことができるであろうか。第1に明らかな点は、法人税の差別的帰着については、代替的に減税の対象となる租税によって帰着があるケース(配当所得税の減税)とないケース(賃金所得税と消費税の減税)とによって結論が分かれることであろう。けれどもまた第2に、法人税の差別的帰着について一義的に結論できないとしても、帰着がないケースの方があるケースを上回っている点に着目すれば、帰着を認める新古典派モデルの結論とは異なるとしてよいであろう。さらにまた、均衡予算帰着についてみると、法人税の増税にも拘わらず税引利潤は影響を受けないで税引賃金率が減少し、賃金に転嫁されていることは明らかである。これもまた新古典派モデルの結論とは異なっている。

とくに均衡予算帰着については、ハーバーガーによる新古典派モデルでは、同じく競争モデルを仮定しているにも拘わらず、法人税増税による負担は法人・非法人を含めた利潤に帰着すると結論<sup>(17)</sup>されている。そこでアシマコプロス・バービッジは、とくに「新古典派モデルとの比較」という一<sup>(18)</sup>節を設け、このような結論の違いが生れる理由に触れている。かれらが指摘する最大の理由は、いうまでもなく両者の依拠する所得分配理論の相違である。この点は最初に述べたところと重複するため繰り返す必要はあるまい。むしろ注目すべきは、インフレーションの段階では法的帰着と経済的帰着の一致がありうると認めるところであろう。かりに法人税の増税がインフレ・プレッシャーを解消し、実質での民間投資の削減をもたらしつつ完全雇用が維持されるならば、税引利潤は利潤税額だけ減少することになろう。これにより法的帰着と経済的帰着は同じとなるが、しかしこの

注(17) Harberger [6] 参照。

(18) Asimakopulos & Burbidge [3] pp. 279-280, 参照。



段階の分析はむしろ今後の課題として残されるというべきであろう。

(iii) 非競争モデルにおける法人税の帰着

最後に、非競争モデルにおける法人税の短期的帰着に触れておこう。A・Bモデルでは、非競争モデルがさらに次の4つのケースに分けられている。(a)雇用水準が従属変数のケース、(b)雇用水準一定のケース、(c)雇用水準が従属変数で均衡予算ケース、(d)雇用水準が一定で不均衡予算のケース。また非競争モデルにおいては、産出物の要素費用価格はプライス・リーダーにより決められ、一定のマーク・アップが適用されるが、そのようなモデルの特質はすでに述べたとおりである。

表4 非競争モデルと法人税の短期的帰着

(a) 雇用水準が従属変数のケース

差別的帰着

	税引利潤 (実質)	利 潤 (実質)	配当所得 者の消費 (実質)	税 引 賃 金 (実質)	雇用・産 出量水準
(i) $\Delta t_f > 0; \Delta t_s = \Delta t_c = 0$ $\Delta t_w < 0$	0	+	0	+	+
(ii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_c = 0$ $\Delta t_s > 0$	-	+	+	0	+
(iii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_f = \Delta t_s = 0$ $\Delta t_c < 0$	0	+	+	+	+

均衡予算帰着

(i) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_s = \Delta t_c = 0$	0	+	0	0	+
--	---	---	---	---	---

(b) 雇用水準が一定で不均衡予算のケース

差別的帰着

	次の変数に生ずる影響			
	税引利潤 (実質)	配当所得 者の消費 (実質)	税 引 賃 金 (実質)	予 算 収 支 ( $p\bar{G} - T$ )
(i) $\Delta t_f > 0; \Delta t_s = \Delta t_c = 0$ $\Delta t_w < 0$	-	-	+	-
(ii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_c = 0$ $\Delta t_s < 0$	-	0	0	-
(iii) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_s = 0$ $\Delta t_c < 0$	-	+	+	-

均衡予算帰着

(i) $\Delta t_f > 0; \Delta t_w = \Delta t_s = \Delta t_c = 0$	-	-	0	-
--	---	---	---	---

これまでと同様に(8)、(9)式を手がかりに、また前と同じく法人税の増税と賃金所得税の減税という差別的帰着から取り上げてみよう。(8)式から計画貯蓄が不変であり、貯蓄性向と配当所得税率が一定であるため、税引利潤も不変でなければならない。また賃金所得に対する税率が低下するため税引実質賃金率が高まり、そのため有効需要水準も高められ、その結果、雇用と産出量の水準は高まる。そこで表4、(a)、(i)にみるとおり、税引利潤はすこしも減少せず、かえって税引実質賃金率が高まり、所得分配面でむしろ「有益な効果」<sup>(19)</sup>が得られることになる。

均衡予算帰着の結果も表4にみるとおり、利潤税の増税により政府支出を調達するとき、雇用水準と産出量水準が高められた結果、税引利潤も税引実質賃金率も配当所得者の消費もなんらの影響を蒙っていない。この帰着は、均衡予算の乗数効果が1ではなくとも、少なくともプラスであるという一般の理解に対応するものといってよいのではないか。

次に「雇用水準が一定で不均衡予算のケース」を取り上げよう。ここでは雇用の一定水準(完全雇用も含む)を維持するため、政府の側から適切な財政政策がとられると仮定されている。したがって、政府予算の赤字ないし黒字は、雇用に関する目標水準の維持に役立つ値ならどれでもとり得ることになる。そこで(5)式の均衡予算の仮定は落される。またマーク・アップ率 $\lambda$ と雇用水準 $L$ が先決され、また両者は1人当たり平均産出量とともに、(9)式に示されるように課税前所得分配を決定する。このように法人税の増税があっても、 $\lambda$ が所与であると転嫁は不可能であり、表4の(b)に示されているように差別的帰着も均衡予算帰着も、それぞれの法的帰着と経済的帰着は一致すると結論されている。

以上のような分析の結論として、新古典派競争モデルとくらべ、かれらの競争モデルでは異なった結果が得られ、非競争モデルでは非常に類似した結果が得られたが、かれらは基本的にはそれは両者の依拠する分配理論の相違に由来するとした。しかしまた、かれらの分析がいまだ端緒にすぎず、短期的分析のみならず中・長期的分析の必要性も強調されている。したがって、かれら自身も今後の展開に結論を委ねているといつてよいだろう。

## 5. ポスト・ケインズ派法人税帰着論の評価

ポスト・ケインズ派のマクロ分配理論にもとづいて法人税の帰着分析が行われると、それは果して新古典派の帰着分析とは異なる結論に導かれるのか、あるいは同一かについて、これまで検討が加えられた。その結果を再述すれば次のとおりである。

はじめにアンダーソンは、一般税としての利潤税の帰着分析をおこない、その結果、利潤税は利潤に対する租税であるにも拘わらず、賃金に転嫁されて実質上は賃金税とみなさるべきであると

注(19) *ibid.*, p. 281 参照。「有益な効果」とは、ここでは利潤から賃金への所得再分配効果を意味していると思われる。

論した。次にイトウェルは、差別税率(法人税率)の小さい法人税制への移行の再分配効果を論じ、それは経営者ならびに配当受領者に有利な効果をもたらすとした。この結論は、法人税帰着の観点からは、法人税は経営者と配当受領者の負担となり、それゆえ経営者・配当受領者税にはかならないことを意味する。さらにアンマコプロス・パービッジは、新古典派と同様に競争モデルを仮定したとき、法人税は転嫁されて利潤の負担となるよりも賃金の負担となるケースが多く、実質的には賃金税に近いと結論されている。また非競争モデルを仮定した場合は予想とは異なり、むしろ利潤の負担となるケースが多いと結論された。

ケインズ、カレツキー、カルデアにはじまるマクロ分配理論は、上記の人々により発展せしめられ、法人税帰着のマクロ分析に結実するに到ったが、しかしそれぞれの結論をみるかぎり未だ統一の見解にはほど遠く、なお一層の検討を必要とすると考えられる。どのような問題点が今後に残されているのか、簡単にまとめて結論に代えることにしたい。

ポスト・ケインズ派の法人税帰着分析では、新古典派の価格分析プロパーとは異なり、所得分析をむしろ中心として法人税の所得再分配効果が追求されている。帰着分析は、いずれの租税にせよ、究極的にはその再分配効果を追求し、機能的ないし人的所得分配に及ぼす影響を問わなければならないから、その限りではポスト・ケインズ派の帰着分析は問題の核心に直接迫る手法が選ばれていると評価できよう。この観点からすれば、こんごの分析の発展方向に注目してよいと考えられる。

しかしながら、ポスト・ケインズ派の基本モデルについてはさらに発展がみられるとはいえ、いまだミクロとマクロの両面にわたる経済理論の統合としては問題点が少なからず残されているといえよう。<sup>(20)</sup>「一回の一斉射撃」で新古典派が撃沈できるとはポスト・ケインジアンも考えてはいないにせよ、その内在的超越にはかなりの時間と努力を必要としよう。

帰着分析との関連では、ポスト・ケインズ派は分配率が最適な帰着尺度と暗黙のうちに前提としているが、果して他の尺度は必要としないのか。とくに広く利用されている「利潤率尺度」について分配率尺度との関係について触れておくべきであろう。また冒頭に述べたような帰着概念についても、なんらかの選択基準を明示すべきであろう。明示できないならば、できない理由を明らかにしなければ、帰着分析を先に進める意義も薄れるであろう。

最後に、イトウェルが取り上げたような法人税制のタイプ選択といった政策上の含意について、ポスト・ケインズ派も新古典派も帰着分析との関連で、今後も積極的に問題とされるべきことを望みたい。帰着分析がなぜ必要かというとき、実は法人税の望ましいタイプを構想する人々にとり、その分析結果が不可欠といわざるをえないからである。

#### 〔参考文献〕

[1] Anderson, R. W., "A Note on Tax Incidence in a Macroeconomic Distribution Model,"

注(20) わが国にも紹介されている次の二書を参照。Eichner [5], Wood [14].

*Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Dec. 1969.

- [2] Asimakopulos, A., The Determination of Investment in Keynes's Model, *Canad. J. Econ.* Aug. 1971.
- [3] Asimakopulos, A. & Burbidge, J. B., "The Short-Period Incidence of Taxation, *Econ. J.* June 1974.
- [4] Eatwell, J., "On the Proposed Reform of Corporation Tax", *Bulletin of the Oxford University Institute of Economics & Statistics*, Nov. 1971.
- [5] Eichner, A. S., (ed.), *A Guide to Post-Keynesian Economics*, M. E. Sharpe, Inc. 1979. 緒方俊雄ほか訳『ポスト・ケインズ派経済学入門』日本経済評論社, 1980.
- [6] Harberger, A. C., "The Incidence of the Corporate Income Tax", *J. Polit. Econ.*, June 1962.
- [7] Kaldor, N., "A Memorandum on the Value-Added Tax (1863)" in *Essays on Economic Policy* Vol. I. G. Duckworth & Co. 1964.
- [8] Kaldor, N., "Alternative Theories of Distribution, *Rev. Econ. Stud.* 1955-56. p. 85 reprinted in *Essays on Value and Distribution*, 1960.
- [9] Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance*, McGraw-Hill, 1959. 木下和夫監訳, 大阪大学財政研究会訳『マズグレイヴ財政理論』有斐閣, 1962.
- [10] Musgrave, R. A., & Musgrave, P. B., *Public Finance in Theory and Practice*, Sec. Ed., McGraw-Hill 1976.
- [11] Perlman, M., *Macroeconomics*, Weidenfeld & Nicolson 1974.
- [12] Sen, A. K., "Neo-Classical and Neo-Keynesian Theories of Distribution", *Econ. J.*, March 1963.
- [13] Thurow, L. C., "The Economics of Public Finance", *Nat. Tax J.*, June, 1975.
- [14] Wood, A., *A Theory of Profits*, Cambridge Univ. Press, 1975. 瀬地山敏ほか訳『利潤の理論』ミネルヴァ書房, 1979.
- [15] 岡本武之『雇用と分配のマクロ経済学』有斐閣, 1981.
- [16] 古田精司「租税の帰着—その問題点の展望」三田学会雑誌, 1974. 9.
- [17] 吉田精司「法人税制の型と経済効果」三田学会雑誌, 1978. 12.

(経済学部教授)